

# 平成 29 年度 部活動指導方針

桑名市立明正中学校

## 1 意義

- 生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進、文化及び科学的素養の充実を図る。
- 異年齢集団による活動を通して、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成する。

## 2 ねらい

- スポーツや文化に親しみ、個性の伸長を図る
- 自主的・自立的活動の素地を養う
- 生徒相互の人間関係を深める
- 集団活動を通して、共に生きる力を育む

## 3 「ねらい」を達成するための手立てと留意点

- 毎年度当初に「部活動指導方針」の確認を行い、全教職員の共通理解のもとに部活動を展開する。
- 部活動の目標や練習内容については、部長を中心とした生徒による話し合い活動を重視し、できる限り生徒とともに確認や設定・ふり返りを行い、生徒が自ら改善しようとする機会を大切にする。
- 校務分掌組織の生徒指導部内及び生徒活動部内に部活動担当を置いて、部長会議の定例化を図り、実態把握とふり返りに努める。
- 日頃から、生徒が不安や悩みを相談しやすい体制を整え、生徒の生活状況の把握に努めるとともに、保護者や学級担任及び当該学年との連携を図り、相互理解に努める。
- 部活動見学会や保護者懇談会を定期的に設けるなどして、部活動への理解と協力を得る。
- 体罰や各種ハラスメント等の禁止はもちろんのこと、指導中の言動には十分注意し、「しない」「させない」「許さない」という信念を持ち、教職員間で気になることがあれば指摘や助言がし合える組織を確立する。
- 顧問及び指導者の指導力向上に向けた研修を計画的に推進する。

## 4 本年度の部活動について

### (1) 本年度設置する部活動

【文化部】 吹奏楽 美術 家庭

【運動部】 軟式野球 サッカー ソフトボール（女子） 陸上競技 水泳  
バスケットボール バレーボール（女子） 卓球 テニス

### (2) 設置基準

- 部の成立は5名以上とする。運動部活動については、各種目の大会参加資格を満たしている場合とする。
- 「設置」については、設備や環境、教職員の状況、将来の見通し等を考慮し、職員会議で協議のうえ決定する。また、廃止については、現部員の状況や下級生の状況等を十分配慮して職員会議にて決定する。

### (3) 顧問について

- 原則として複数の顧問を配置する。そのため、常勤の全教職員は、いずれかの部活動を担当する。
- 外部指導者については、学校長の許可及び職員会議での承認を得る。
- 大会等の引率については、学校体制で行う。

### (4) 活動について

- 活動は、顧問の直接指導・付き添いのもとに行うことを原則とする。
- 安全には十分配慮し、生徒の発達段階や健康状態に応じて、無理のない計画を立てて指導する。
- 早朝練習は7：30～8：10とし、顧問が不在の場合には活動しない。予鈴で部員が教室へ入るよう

○朝7：00に門が開きますので、生徒の朝練習時の登校は、7：00以降とします。

○放課後に出張や急用で顧問が不在の場合は、他の教職員へ依頼ができれば活動することができる。

○活動時間は、日没時刻・通学時間から考えて、下記の時刻まで活動可とする。

(休日・長期休業中における活動も、平日の活動に準ずる)

	期 間	終了時刻	下校完了時刻		期 間	終了時刻	下校完了時刻
A	4月	5:30	5:45	F	11月～12月	4:30	4:45
B	5～8月	5:45	6:00	G	1月	4:45	5:00
C	9月	5:30	5:45	H	2月	5:00	5:15
D	～10月2週	5:15	5:30	I	3月	5:15	5:30
E	10月3週～	4:45	5:00				

○「桑名市部活動ガイドライン」より、生徒の健康状態や教職員の健康面・勤務時間縮減の観点から「休養日」は週2日以上となり、本年度は(月)曜日と(土)・(日)曜日のいずれかを「休養日」とする。

○各種大会・試合・コンクール等で、休日(土・日・祝日)に活動する必要がある場合には、生徒の発達段階や健康状態に応じて無理のない範囲で活動する。また、「休日」の全てを活動する場合には、休養日を他の「週・曜日」で確保する。

○長期休業日は、その意義をふまえ、ある程度まとまった休養日を設けるなど、生徒に十分な休養を与えるとともに、指導者自身もリフレッシュする機会をつくる。なお、大型連休等も、生徒が家庭や地域で余暇を楽しむことができるように配慮する。

## (5) 入・退部及び転部

○入部については、強制ではなく「希望者」のみとし、1つの部活動に所属する。担任は、できる限り入部するように呼びかける。

○入部については、部活動オリエンテーション、見学、仮入部期間、入部届の提出等、定められた手続きを行う。

○転部・退部については、当該生徒や保護者との十分な話し合いを持ち、全ての関係者が納得したうえで書類を作成する。

## (6) 活動時の諸注意

○職員会議・全体研修会など全職員が参加する会議日については、放課後の部活動は行わない。

○活動時の服装や更衣場所、部室の割当、カギ、ミーティングや昼食の場所、約束事については別途定める。また、雨天時における校舎内での活動については、当該部活動の顧問間で調整し、安全面には十分配慮して行う。

○定期テストの期間は、1週間前からテスト終了まで活動しない。ただし、大会・コンクール等と重なる場合は、全教職員で協議のうえ、参加人数・活動時間・内容等に配慮の上で活動することができる。

○大会、コンクール等への参加、対外試合、練習内容や時間、早朝練習の実施については、教育活動や生徒一人ひとりの実状に応じて無理なく計画し、年間計画や月予定については適切な時期に伝える。

○対外試合等における集合・解散場所や移動手段については、安全面に配慮して無理なく設定する。顧問の自家用車等による送迎は原則行わない。

○部活動の経費については、各部の予算の範囲内において行う。その上で、受益者負担の原則からある程度の保護者負担はやむを得ないが、必要最小限にとどめるよう運営の工夫に努める。

## (7) その他

○「部活動指導方針」や「申し合わせ事項」を守れなかったり、部活動のふり返りが必要になった場合には、当該顧問及び学校長、部活動担当者の判断で活動を停止する場合がある。